

事例	1
----	---

「基準値を超える二酸化硫黄を検出したそうざい」に関する違反事例

名称又は分類	塩ねぎエリンギ（そうざい）
形態・容量	合成樹脂製フィルム袋入り 内容量 300g
違反条項	食品衛生法第 11 条第 2 項
発見機関	目黒区
調査担当機関	福島県
検査機関	一般財団法人日本冷凍食品検査協会
検査結果	二酸化硫黄を 0.037g/kg 検出（「その他の食品」の使用基準は 0.030g/kg）
行政措置	口頭指導、改善報告書の提出、（自主回収）

違反の概要

1 違反発見の経緯

平成 27 年 12 月 11 日、目黒区から、食品衛生歳末一斉監視事業の一環で収去したそうざいから、基準値を超える二酸化硫黄を検出した旨の連絡を受けた。当該品の検査は一般財団法人日本冷凍食品検査協会横浜試験センターが行い、二酸化硫黄を 0.037g/kg 検出した。二酸化硫黄の使用基準は「その他の食品」において 0.030g/kg と定められており、食品衛生法第 11 条第 2 項違反の疑いがあるため、目黒区は製造者を管轄している福島県に対し本件に関する調査を依頼した。

2 調査経過及び措置

目黒区保健所からの通報を受け、平成 27 年 12 月 11 日に福島県は当該品製造施設に立ち入り調査を実施した。調査の結果、当該品の製造工程で次亜硫酸ナトリウムが使用されており、食品衛生法第 11 条第 2 項違反であることが判明した。製造者は、福島県の調査を受け、直ちに当該品の自主回収を行った。

福島県は、製造者に対して再発防止を指導するとともに、使用基準を超過している可能性がある別ロット品の自主回収を行うよう指導した。また、平成 28 年 1 月 12 日、製造者から改善報告書を徴収し、2 月 9 日に改善状況の確認を行った。

なお、製造者は別ロット品の自主検査を実施したが、基準値を超過した製品の出荷は無かったため、別ロット品については自主回収を行わなかった。

3 違反発生の原因

製造者は、当該品の製造においてエリンギを漂白する目的で次亜硫酸ナトリウムを使用しており、そうざい等その他の食品への二酸化硫黄の使用基準(0.030g/kg)について認識していた。しかし、製造者は過去にセリの漂白目的で次亜硫酸ナトリウムを 300g 使用した際、最終製品から二酸化硫黄が 0.005g/kg 検出されたことから、倍量の

600g をエリンギに添加しても大丈夫であろうと安易に判断し、実際の残存量を確認することなく使用していた。製造者は、これまで当該品について二酸化硫黄の検査を実施したことはなく、食品添加物の計量及び使用に関する記録もなかった。

4 監視のポイント

本件は、製造者の食品添加物に対する認識の甘さ及び自主的な製品検査を実施していなかったことにより生じた事例である。

このような営業者の知識又は認識不足による食品添加物の使用基準違反は国内品、輸入品を問わず例年散見される。食品添加物の残存量は、製造工程、使用する食材、食品添加物の種類等により左右されるため、製品ごとに確認を行う必要がある。製造者を監視する際は、食品添加物の使用記録の有無、自主検査の実施状況を確認するとともに、科学的根拠に基づいて食品添加物を使用しているかについても確認することが重要である。

事例	2
----	---

「メタラキシル及びメフェノキサムを検出したアンディープ」に関する違反事例

名称又は分類	アンディープ（チョコリ）（生鮮野菜）
形態	木製箱入り、紙製箱入り
違反条項	食品衛生法第 11 条第 3 項
発見機関	東京都健康安全研究センター
調査担当機関	大阪市
検査機関	東京都健康安全研究センター
検査結果	メタラキシル及びメフェノキサム 0.04ppm 検出
行政措置	回収命令、危害除去命令、報告書徴収

違反の概要

1 違反発見の経緯

平成 27 年 11 月 16 日、健康安全研究センター広域監視部食品監視第一課の食品衛生監視員が食料品販売店 A に立ち入り、アンディープを購入した。健康安全研究センターで検査を実施したところ、メタラキシル及びメフェノキサムを 0.04ppm 検出した。このことは、食品衛生法第 11 条第 3 項に違反していたため、当該品の輸入者を所管する大阪市へ違反通報を行った。

2 調査経過及び措置

平成 27 年 11 月 27 日、東京都からの依頼を受け、大阪市は輸入者に対し、原産国における製造状況等の調査を行った。調査の結果、当該品は平成 27 年 11 月 13 日に、ベルギーから 366CT（①木製箱入り 4.5 k g（約 30 個）×264CT、②紙製箱入り 12 個×102CT）輸入したものであった。大阪市は、食品衛生法第 54 条第 1 項の規定に基づき、輸入者に対して当該品の回収を命じるとともに、違反原因、措置内容及び再発防止対策等について報告するよう命じた。

平成 28 年 1 月 18 日、大阪市は、回収された当該品 3CT 及び 2 個について、食品衛生上の危害除去を命じた。輸入者は当該品の廃棄処分を行い、違反原因等に関する報告書を提出した。

3 違反発生の原因

アンディープは圃場で種イモを養成した後、一旦種イモを掘り上げ、専用倉庫内の冷暗所で培養液にて栽培し、軟白したものを出荷する栽培形態となっている。

輸出者は、通常日本向けの生産者を限定したうえで、一定管理を行っているベルギー産の種イモを使用していた。しかし、当該品については、天候不良によりベルギー産の種イモが養成できなかったことから、フランス産の種イモを急遽調達して代用した。

代用したフランス産種イモの養成時には EU 基準(0.3ppm)に適合できるようにメタラキシル及びメフェノキサムが使用されていることを生産者及び輸出者は認識していたが、培養液にて栽培する前に種イモの地上茎葉部を取り除くことで、最終製品であるアンディーブにはこれらの農薬が残留しないと誤って認識していた。

輸入者も同様に認識をしていたことに加え、輸入時に日本の残留農薬基準に適合しているかの検査を実施しなかったことが発生原因であると考えられた。

4 監視のポイント

輸入者は、自らが輸入食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識し、日本国内の食品衛生関連規制だけでなく、輸出国の実情及び規制や、食品に対する正しい知識を身に付けておく必要がある。輸入者による自主的な衛生管理を推進していくことが重要であると考えられる。

事例	3
----	---

「袋詰精米の品種及び原産地の不適正表示」に関する違反事例

名称又は分類	茨城県産 あきたこまち（精米）
形態・容量	合成樹脂製袋詰め 内容量 5kg
違反条項	食品表示基準第 19 条及び第 23 条第 1 項第 2 号
発見機関	東京都
調査担当機関	東京都健康安全研究センター
検査機関	委託検査機関
検査結果	DNA 鑑定の結果、他品種が混入
行政措置	指示・公表

違反の概要

1 違反発見の経緯

平成 27 年 9 月、委託検査機関から、東京都の依頼に基づき米穀の加工販売業者から買い上げ、DNA 鑑定を行った精米において、表示と異なる品種を検出した旨の連絡を受けた。

原料玄米の表示は「単一原料米 あきたこまち」であるにも関わらず、他品種が検出されたことから、東京都は、食品表示法違反の疑いで調査を開始した。

2 調査経過及び措置

東京都は加工販売業者に対し、平成 27 年 12 月までに計 4 回の立ち入り調査を実施した。

調査の結果、加工販売業者は平成 27 年 6 月 16 日から 8 月 31 日までの間、原料玄米欄に「単一原料米 茨城県 あきたこまち」と表示した袋詰精米について、表示と異なる品種及び原産地である「福島県産コシヒカリ」又は表示と異なる品種である「茨城県産コシヒカリ」を混入し、少なくとも 1,099kg を一般消費者に対して販売していたことが判明した。

この行為は、食品表示法第 4 条に基づく食品表示基準第 19 条及び第 23 条第 1 項第 2 号に違反することから、東京都は平成 27 年 12 月 17 日、食品表示法第 6 条第 1 項及び第 7 条の規定に基づき、指示・公表を行った。

加工販売業者は表示の点検、原因の究明・分析、再発防止策の検討を実施し、平成 28 年 1 月 22 日に改善報告書を提出した。

東京都は、平成 28 年 2 月 4 日、改善報告書の内容について、適正表示実施に向けた取り組みと履行状況の確認を行った。

3 不適正表示を行った理由

不適正表示を行った理由は下記のとおりであった。

ア あきたこまちの食味が落ちたとの苦情があり、食味維持を図るため、異品種を混合した。

イ 袋詰精米として店舗で通常販売しているのは、単一原料米しかなく、複数原料米の表示に関する知識が不足していた。

ウ 常連客はあきたこまちを年間を通して求めているため、商品パッケージや一括表示を変える発想を持てなかった。

4 監視のポイント

本件は、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示に関する認識の欠如が引き起こした表示違反事例である。

特に品種や原産地については、外見での判別が困難であることから、表示偽装事例がたびたび発生しており、DNA 鑑定等の科学的手法を取り入れた監視が必要である。

平成 27 年 4 月からは、食品衛生法、JAS 法、健康増進法の食品の表示に係る規定を一元化した食品表示法が施行されている。新たな食品表示制度に対する普及啓発を進めるとともに、事業者のコンプライアンスに対する意識を高めていくことが、表示偽装の防止に有効である。